

令和 4 年 3 月 4 日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

令和4年第1回紀の川市議会定例会の開催について

日頃は、紀の川市政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
下記のとおり、令和 4 年第 1 回紀の川市議会定例会を開催いたします。

記

- ① 令和 4 年第 1 回紀の川市議会定例会会期予定表
- ② 令和 4 年第 1 回紀の川市議会提出予定案件一覧
- ③ 令和 4 年度紀の川市各会計補正予算資料(令和 4 年第 1 回定例会)

※ 全 8 枚 (このページを含む)

【本件に関する問い合わせ先】

○議会提出予定案件に関して

和歌山県 紀の川市役所 総務部総務課 担当 本多・西平

TEL:0736-77-2512

○その他に関して

議会事務局 担当 矢田・細谷

TEL:0736-77-0860



令和4年第1回紀の川市議会定例会会期予定表

招 集: 令和4年3月7日

会 期: 23 日間

月日	曜日	会議の別	議 事	開会時間	会 場
3月7日	月	本会議	開会・議案上程	午前9時30分	本庁6階 議場
8日	火	休 会			
9日	水	休 会			
10日	木	休 会			
11日	金	本会議	委員会付託	午前9時30分	本庁6階 議場
12日	土	休 日			
13日	日	休 日			
14日	月	委員会	予算決算常任委員会（予算小委員会）	午前9時30分	本庁6階 委員会室1
15日	火	委員会	予算決算常任委員会（予算小委員会）	午前9時30分	本庁6階 委員会室1
16日	水	委員会	予算決算常任委員会（予算小委員会）	午前9時30分	本庁6階 委員会室1
17日	木	委員会	予算決算常任委員会（総務文教分科会）	午前9時30分	本庁6階 委員会室1
			総務文教常任委員会	分科会終了後	本庁6階 委員会室1
18日	金	委員会	予算決算常任委員会（厚生分科会）	午前9時30分	本庁6階 委員会室1
			厚生常任委員会	分科会終了後	本庁6階 委員会室1
19日	土	休 日			
20日	日	休 日			
21日	月	休 日			
22日	火	委員会	予算決算常任委員会（産業建設分科会）	午前9時30分	本庁6階 委員会室1
			産業建設常任委員会	分科会終了後	本庁6階 委員会室1
23日	水	休 会			
24日	木	本会議	追加議案上程・一般質問	午前9時30分	本庁6階 議場
25日	金	本会議	一般質問	午前9時30分	本庁6階 議場
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後	本庁6階 議場
26日	土	休 日			
27日	日	休 日			
28日	月	休 会			
29日	火	本会議	委員長報告・議案審議・採決・閉会	午前9時30分	本庁6階 議場

提出予定案件一覧

議案第1号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

人事院の公務員人事管理に関する報告等に基づき、条例の一部を改正するため。

議案第2号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、条例の一部を改正するため。

議案第3号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

議案第4号 紀の川市交通指導員設置条例の一部改正について

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により成年年齢の改正規定が令和4年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第5号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正が令和4年4月1日に施行されることに伴い条例の一部を改正するため。

議案第6号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険事業費納付金の確定等に伴う税率の改正及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による地方税法（昭和52年法律第226号）の一部改正が施行されること等に伴う改正を行うため。

議案第7号 令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）について

（別添資料）

議案第 8 号 令和 3 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）
について

（ 別 添 資 料 ）

議案第 9 号 令和 3 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

（ 別 添 資 料 ）

議案第 10 号 令和 3 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算
（第 1 号）について

（ 別 添 資 料 ）

議案第 11 号 令和 3 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて

（ 別 添 資 料 ）

議案第 12 号 令和 3 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて

（ 別 添 資 料 ）

議案第 13 号 令和 3 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（ 別 添 資 料 ）

議案第 14 号 令和 3 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（ 別 添 資 料 ）

議案第 15 号 令和 4 年度紀の川市一般会計予算について

議案第 16 号 令和 4 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第 17 号 令和 4 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第 18 号 令和 4 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算につ
いて

議案第 19 号 令和 4 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 20 号 令和 4 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第 2 1 号 令和 4 年度紀の川市財産区特別会計予算について

議案第 2 2 号 令和 4 年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第 2 3 号 令和 4 年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第 2 4 号 令和 4 年度紀の川市下水道事業会計予算について

令和3年度紀の川市各会計補正予算資料（令和4年第1回定例会）

(単位:千円)

議案番号	会 計 名	補正前の額	補正額	補正後の額
議案第 7 号	一般会計(第10号)	34,078,192	△ 605,228	33,472,964
議案第 8 号	住宅新築資金等貸付事業特別会計(第3号)	18,053	4,397	22,450
議案第 9 号	国民健康保険事業勘定特別会計(第3号)	8,398,671	713	8,399,384
議案第 10 号	国民健康保険直営診療施設勘定特別会計(第1号)	26,800	△ 874	25,926
議案第 11 号	後期高齢者医療特別会計(第2号)	1,716,903	27,743	1,744,646
議案第 12 号	介護保険事業勘定特別会計(第3号)	7,219,241	△ 36,485	7,182,756
議案第 13 号	水道事業会計(第3号)〔収益的收入〕	2,024,793	△ 10,038	2,014,755
	〔収益的支出〕	1,775,741	△ 21,300	1,754,441
	〔資本的收入〕	491,299	△ 73,850	417,449
	〔資本的支出〕	1,194,950	△ 55,282	1,139,668
議案第 14 号	下水道事業会計(第3号)〔収益的收入〕	621,100	82,620	703,720
	〔収益的支出〕	725,750	1,815	727,565
	〔資本的收入〕	1,408,347	△ 100,709	1,307,638
	〔資本的支出〕	1,631,071	△ 18,266	1,612,805

◆ 補正内容について

今回の補正予算は、各会計の決算状況を見込み、事業執行における過不足の調整のほか、国の補正予算による事業計画の前倒しによる調整を中心に予算編成を行いました。主な事業の補正予算措置内容については、次のとおりです。

○ 一般会計補正予算（第10号）

- ◇ 若者定住促進住宅取得奨励事業（補正額 6,300 千円）【担当:地域創生課】
若者定住促進住宅取得奨励金について、新築家屋の建築増加による申請件数の増加に伴い、決算見込みによる増額を予算措置するもの。
- ◇ 障害福祉サービス等給付事業（補正額 30,779 千円）【担当:障害福祉課】
障害福祉サービス給付費について、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、決算見込みによる増額を予算措置するもの。（一部国1/2・県1/4負担事業）
- ◇ 障害児通所給付事業（補正額 △ 33,500 千円）【担当:障害福祉課】
障害児通所給付費について、障害児相談支援の利用件数は増加しているものの、当初の想定伸びより下回ることに伴い、決算見込みによる減額を予算措置するもの。（国1/2・県1/4負担事業）
- ◇ 新型コロナウイルスワクチン接種事業（補正額 △ 16,190 千円）【担当:健康推進課】
国において高齢者等の追加接種（3回目）の接種間隔を短縮したことや接種可能年齢を5歳から11歳も対象者としたこと、また12歳以上のワクチン接種（1・2回目）状況によるワクチン接種委託料を調整し、ワクチン運送委託料等の決算見込みによる減額を予算措置するもの。（国100%負担事業、国100%補助事業）
- ◇ がん対策事業（補正額 △ 37,341 千円）【担当:健康推進課】
集団検診及び個別検診にかかるがん検診委託料等について、受診者の減少に伴い、決算見込みによる減額を予算措置するもの。
- ◇ 県営ため池等整備事業（補正額 17,874 千円）【担当:農林整備課】
県が事業主体のため池等整備事業の計画変更により、年度を前倒しして実施する市負担金の増額を予算措置するもの。
- ◇ 県営農業競争力強化基盤整備事業(尼寺地区)（補正額 36,258 千円）【担当:農林整備課】
県が事業主体の尼寺地区ほ場整備の計画変更により、年度を前倒しして実施する市負担金の増額を予算措置するもの。

- ◇ 国営総合農地防災事業 (補正額 9,851 千円) 【担当:農林整備課】
県が事業主体の嶋地区水路整備及び丸栖北地区排水機場整備の計画変更により、年度を前倒しして実施する市負担金の増額を予算措置するもの。
- ◇ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (補正額 10,053 千円) 【担当:農林整備課】
危険ため池廃止について、県補助金が採択されたことにより、年度を前倒しして実施する経費を予算措置するもの。(一部県100%補助事業)
- ◇ 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (補正額 83,358 千円) 【担当:農林整備課】
県が指定する防災重点農業用ため池の整備に向けたため池評価調査及び事業計画策定、水位計・監視カメラの設置について、県補助金が採択されたことにより、年度を前倒しして整備する経費を予算措置するもの。(一部県100%補助事業)
- ◇ 商工振興事業 (補正額 △ 95,798 千円) 【担当:商工労働課】
マイナンバーカード利用促進地域振興券事業交付金、キャッシュレス決済ポイント還元委託料等について、決算見込みによる減額を予算措置するもの。(一部国100%補助事業)
- ◇ 地籍調査事業 (補正額 △ 94,146 千円) 【担当:地籍調査課】
地籍調査にかかる測量委託料などについて、決算見込みによる減額及び県補助金が採択されたことにより、年度を前倒しして実施する経費を予算措置するもの。(一部県3/4負担事業)
- ◇ 市道等維持修繕事業 (補正額 21,000 千円) 【担当:道路河川課】
市道東124号線、丸41号線及び中159号線の長寿命化について、国庫補助金が採択されたことにより、年度を前倒しして整備する経費を予算措置するもの。(一部国52.5%補助事業)
- ◇ 体育施設管理運営事業 (補正額 △ 25,641 千円) 【担当:生涯スポーツ課】
粉河西部運動場及び貴志川スポーツ公園ソフトボール場の夜間照明LED化工事などにかかる工事請負費等について、決算見込みによる減額を予算措置するもの。
- 住宅新築資金等貸付事業特別会計(第3号) (補正額 4,397 千円)
 - ◇ 住宅新築資金元利収入、宅地取得資金元利収入等の決算見込みによる増額に伴う歳入・歳出それぞれの調整を予算措置するもの。
- 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号) (補正額 713 千円)
 - ◇ 歳入においては、新型コロナウイルス感染症による減免措置等に伴う国民健康保険税、災害等臨時特例補助金及び保険給付費等特別交付金などの調整。また保険基盤安定制度負担金の確定に伴う、歳入・歳出それぞれの調整を予算措置するもの。
- 国民健康保険直営診療施設勘定特別会計(第1号) (補正額 △ 874 千円)
 - ◇ 韮渚地区公共施設等再編にかかる診療施設建設の設計完了に伴い、歳入においては、診療施設再編事業債及び一般会計繰入金の調整。歳出では、設計委託料の減額を予算措置するもの。
- 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (補正額 27,743 千円)
 - ◇ 保険基盤安定制度負担金の確定及び前年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う歳入・歳出それぞれの調整を予算措置するもの。
- 介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号) (補正額 △ 36,485 千円)
 - ◇ 歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する災害等臨時特例補助金や、介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び一般会計繰入金の調整。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費などの調整を予算措置するもの。

○ 水道事業会計補正予算（第３号）	（補正額	収益的収入	△ 10,038 千円）
	（補正額	収益的支出	△ 21,300 千円）
	（補正額	資本的収入	△ 73,850 千円）
	（補正額	資本的支出	△ 55,282 千円）

- ◇ 収益的収入においては、受託工事収益の決算見込みによる減額、高料金対策の確定による一般会計補助金の調整。収益的支出においては、受託工事費、動力費等の決算見込みによる減額。資本的収入においては、事業費確定に伴う長期債借入金、基幹管路整備に伴う国庫補助金及び一般会計出資金の調整。資本的支出においては、事業費確定に伴う工事請負費及び車両運搬具購入費の減額を予算措置するもの。

○ 下水道事業会計補正予算（第３号）	（補正額	収益的収入	82,620 千円）
	（補正額	収益的支出	1,815 千円）
	（補正額	資本的収入	△ 100,709 千円）
	（補正額	資本的支出	△ 18,266 千円）

- ◇ 収益的収入においては、繰入基準の算定見直しなどに伴う一般会計補助金の調整。収益的支出においては、減価償却費等の確定による増額。資本的収入においては、公共下水道事業債及び一般会計出資金の調整。資本的支出においては、償還額確定に伴う長期債元金及び事業費確定に伴う流域下水道建設負担金の減額を予算措置するもの。